

〇〇自治会規約（参考例）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- （1）回覧板や広報紙による情報提供、住民相互の連絡に関する事。
- （2）美化・清掃等区域内の環境の整備に関する事。
- （3）住民相互の扶助及び親睦並びに福祉の増進に関する事。
- （4）集会施設並びに所有する資産の維持管理に関する事。
- （5）伝統文化・芸能等の伝承及び行祭事等に関する事。
- （6）可児市及びその他の関係団体との連絡調整に関する事。
- （7）その他、会の目的達成に必要と認められる事。

（名 称）

第2条 本会は、〇〇自治会（以下「会」という。）と称する。

（区 域）

第3条 会の区域は、可児市〇〇町△△丁目×番□号から××番□□号までの区域とする。

（事務所）

第4条 会の事務所は、〇〇〇に置く。

第2章 会 則

（会 員）

第5条 会の会員は第3条に定める区域に住所を有する者、事業所及びこれに準ずる者とする。

（会 費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第3章 役 員

（役 員）

第7条 会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副 会 長 〇人
- (3) 書 記 〇人
- (4) 監 査 〇人
- (5) 会 計 〇人
- (6) 専門部会長 〇人
- (7) 班 長 〇人

(役員を選任)

第8条 会長は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 副会長は、書記及び会計は、会員の中から総会の同意を得て、会長が選任する。
- 3 監査は、前各項以外の会員の中から総会の同意を得て、会長が選任する。
- 4 専門部会長は、各専門部会会員の中から選出する。
- 5 班長は、各班の中から選出する。

(役員職務)

第9条 会長は、会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 書記は、会務を記録する。
- 4 会計は、会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する
- 5 監査は、会計及び業務執行状況を監査する。
- 6 専門部会長は、各専門部を代表し、専門部の業務を行う。
- 7 班長は、各班を代表し、会の円滑な運営に協力する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、〇年とし、再任を妨げない。ただし、班長の任期は1年とする。

- 2 役員辞任その他の理由により、役員に欠員が生じたときは、速やかに補充しなければならない。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職を行わなければならない。

第4章 会 議

(会 議)

第11条 会の会議は、総会、役員会及び専門部会とする。

(総会)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会員をもって構成する。

- 2 定期総会は、会長が招集し、年1回開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めるとき。
 - (2) 会員の3分の1以上の請求があったとき。
- 4 総会の議長は、出席会員の中から選出する。
- 5 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、出席できない会員は、委任状の提出により出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業運営の基本的事項に関すること。
 - (2) 予算及び決算に関すること。
 - (3) 規約等の制定改廃に関すること。
 - (4) その他、会の運営に関する重要事項。

(役員会)

第13条 役員会は、監査以外の役員で構成する。

- 2 役員会は、会長が必要と認めるとき、会長が招集する。
- 3 役員会の議長は、〇〇がこれにあたる。
- 4 役員会は、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。
- 5 急を要する事項は、役員会で決議執行し、次の総会で承認を受ける。

(専門部会)

第14条 専門部会は、各専門部会会員で構成する。

- 2 専門部会は、各専門部会長が必要と認めるとき、各専門部会長が招集する。
- 3 専門部会の議長は、各専門部会長がこれにあたる。
- 4 専門部会は、所管する専門の事項を企画し、執行する。

第5章 組 織

(専門部会)

第15条 会に、次の専門部会を置く。新規事項が発生した場合、役員会の議決を得て

新たな専門部会を設けることができ、次の総会で承認を得るものとする。

- (1) 環境衛生部 会の環境整備、改善に関する企画及び事業の実施。
- (2) 体 育 部 体育活動の企画及び事業の実施。
- (3) 文 化 部 文化活動の企画及び事業の実施。
- (4) 防災防犯部 防災防犯活動の企画及び事業の実施。
- (5) 広 報 部 広報機関紙の発行。
- (6) ○ ○ 部
- (7) ○ ○ 部

(班)

第16条 会の運営を円滑に行うため、班を置く。

2 班の編成は、役員会で議決し、次の総会で承認を得るものとする。

3 班は、各班の会員の中から輪番制により班長を選出する。ただし、高齢者及び心身障がい等で職務の遂行が困難であると認められる場合は、本人の申し出により免除することができる。

(連合会)

第17条 会は、広域的問題の解決のため、○○自治連合会に参加し、連絡調整を行う。

第6章 会 計

(会計年度)

第18条 会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(経 費)

第19条 会の運営に関する経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

(監 査)

第20条 監査は、年1回以上会計監査を行い、総会において報告しなければならない。

第7章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第21条 会には、規約、会員名簿、議事録、金銭出納簿、収支証票綴り及び備品台帳を備えなければならない。

(委 任)

第22条 会の規約施行のための必要な細則は、役員の議決を得て会長が定める細則を

定めたときは、次の総会で承認を得なければならない。

附 則

この規約は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。